

<受取代理制度を利用する方>

受取代理制度は、被保険者等が受け取るべき出産育児一時金を医療機関などが被保険者に代わって受け取る制度のことです。

この制度を利用すると直接支払制度と同様に、被保険者等が医療機関などへ支払う出産費用の負担の軽減を図ることができます。

<手続方法>

出産予定日の2ヶ月前から申請ができます。

受取代理制度を利用する場合、電子ファイルから用紙を印刷後、被保険者が必要事項を記入・署名・捺印し、医療機関にも必要事項の記入・署名・捺印を受け、出産前に人事部社会保険Gへ提出します。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、出産費用が出産育児一時金の範囲内であれば、退院時に窓口で出産費を支払う必要がなくなり、超えた場合は、窓口支払が発生します。出産費用が出産育児一時金よりも少ない場合、後日、人事部社会保険Gから該当者に差額申請の案内を送ります。

<添付書類>

出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）に下記1.2を添えてKBS(株)人事部社会保険Gにお送りください。

1. 母子健康手帳の表紙のコピーと妊婦自身の記録の分娩予定日が記載されたコピー
2. 出産予定日を証明する書類のコピー